

地域公共交通への支援及び総合交通ネットワークの整備促進について

北信越部会提出
説明担当 魚津市

北陸新幹線開業に伴い、JR西日本から経営分離された並行在来線を受け継ぐ地域公共交通は、通勤・通学など生活の足として、また、自動車を持たない高齢者などの移動手段として、欠かすことのできない重要な社会インフラであります。

このことから、都市機能の集積に向けたまちづくりを進めるにあたり、鉄道を基軸として、バス交通等との円滑な結節を含めた2次交通を充実させることが必要です。

しかしながら、地方においては、急速な少子高齢化の進展や、自動車に頼った生活へのシフトなどの要因もあり、地域公共交通の利用者は、ますます減少することが予想されています。

このような状況の中、国土交通省では、「交通政策基本法」が制定され、「日常生活の交通手段確保」、「高齢者、障害者等の円滑な移動」、「交通の利便性向上、円滑化、効率化」及び「国内交通ネットワークと拠点の形成」並びに国等の責務について、明文化されました。

つきましては、国においては、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 地域内フィーダー系統路線への支援を拡充するとともに、採択基準について緩和すること。
- 2 地域公共交通網形成計画策定への支援制度について拡充すること。
- 3 北陸新幹線駅と市街地とを結ぶ2次交通への支援について拡充すること。